

事 務 連 絡

令和 2 年 6 月 2 4 日

都道府県

各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

令和 2 年度第 2 次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化等の地方負担分にかかる
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

令和 2 年度第 2 次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化の国庫補助率は 3 / 4 であるところ、地方負担分については、「令和 2 年度第 2 次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化」（令和 2 年 6 月 1 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において支援できるよう、関係省庁と調整する旨を連絡しておりましたが、今般、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」（令和 2 年 5 月 1 日府地創第 127 号・消地協第 113 号・総行政第 103 号・入管庁支第 161 号・2 文科政第 25 号・厚生労働省発会 0430 第 2 号・2 農振第 284 号・20200428 財地第 4 号・国総政第 3 号事務次官連名通知）の一部改正により、自立相談支援機関等の体制強化及び居宅生活移行緊急支援事業の地方負担分を当該交付金の対象とすることが可能となりました（参考 1、3）。（なお、法令の規定により国の負担割合が定められている住居確保給付金については、交付対象事業から除外されていますが、交付限度額の算定対象とされており（参考 2、3）、他の交付対象事業での活用が可能となっています。）

については、各自治体においては、当該交付金を活用しつつ、自立相談支援機関等の体制強化等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

(参考1)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」(令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号事務次官連名通知)(抜粋)

第2 用語の定義等

3 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

一 実施計画を作成する地方公共団体(以下「実施計画作成地方公共団体」という。)が、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業(緊急経済対策に対応した事業)の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業であること。

二 国の補助事業等にあつては別表に定める事業で国の令和2年度補正予算(第1号、特第1号、第2号又は特第2号)に計上される事業、国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業(「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。)、地方単独事業にあつては地方公共団体の令和2年度当初予算又は補正予算に計上され、実施される事業(令和2年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応に特に必要と認められるものに限る。)又は令和2年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。

三 令和2年4月1日以降に実施される事業であること。

別表 対象事業

(い)	(ろ)
交付対象事業	交付対象事業を 所管する大臣
(略)	(略)
<u>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金</u> (自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等 体制強化事業及び居宅生活移行緊急支援事業に限る)	厚生労働大臣
(略)	(略)

(参考2)「令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」(令和2年6月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)(抜粋)

3. 交付限度額について(制度要綱第4関係)

(2) 第三次交付限度額

第三次交付限度額は、国庫補助事業等(第1次補正予算分、第2次補正予算分及び予備費分を含む。)の地方負担額等を基礎として算定した額となる見込みですが、これらの取扱いについては、別途通知します。

国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定した額は、以下の式により算定した額とします。また、制度要綱別表に掲載された交付対象事業は、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているものを除いていますが、本事務連絡の別表1及び別表2に掲載している交付限度額の算定対象事業は、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているものを含んでいます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{国の令和2年度補正予算(第1号、特第1号、第2号又は特第2号)、令和元年度予備費第1弾・第2弾及び令和2年度予備費(新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。)} \\ \text{により実施する別表1及び別表2の国庫補助事業等の地方負担額(地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。)} \end{array} \right) \times \text{算定率}$$

※算定率

- 感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する別表1の事業・・・1.0
- 雇用維持・継続事業や、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築に関する別表2の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0.8

別表2(交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率0.8))

(い)	(ろ)
対象事業	交付対象事業を 所管する大臣
<u>生活困窮者自立相談支援事業費等負担金</u> (<u>住居確保給付金に限る</u>)	厚生労働大臣
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等 体制強化事業及び居宅生活移行緊急支援事業に限る)	厚生労働大臣

(参考3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A (第2版/6月24日) (抜粋)

1 交付対象事業について

1-35 算定率が0.8である国庫補助事業等の地方負担分への充当率が8割を超えてもよいのか。

可能。算定率とは、各地方公共団体の交付限度額を算定するに当たって使用する率にすぎず、実際の事業で交付金をどの程度まで充当するかについては、各地方公共団体の判断による。

3 交付限度額について

3-3 交付限度額の算定基礎となる国庫補助事業等の地方負担分の範囲如何。

6月24日付け事務連絡の別表1及び別表2に掲げられている事業の地方負担額が算定基礎となる。ただし、これらのうち国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等の補助裏には、交付金を充当できない。(交付金を充当できるのは、制度要綱別表に掲げられている国庫補助事業等の補助裏のみ)